

居宅介護支援事業所

ケアマネジメントサービス

重要事項説明書・契約書

医療法人 透 現

居宅介護支援事業所 白い石

居宅介護支援事業所 白い石 重要事項説明書

1 事業所の概要

- ・事業所 居宅介護支援事業所 白い石
- ・所在地 杵島郡白石町大字福吉 1808 (介護老人保健施設白い石)
- ・電話番号 0952-84-7070
- ・FAX番号 0952-71-5070
- ・管理者 田中伊津美
- ・事業所番号 4151680024

1) 事業所の目的と運営方針

居宅介護支援事業所白い石は、介護保険の理念に基づき高齢者が自立した生活を送れるよう、又老化に伴い介護が必要な者に対して、介護相談、介護計画などを支援することを目的とします。この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解頂いたうえでご利用下さい。

運営方針

- ① 被保険者が要介護状態等となった場合、その可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援を行うこと。
- ② 被保険者の要介護認定などに関する申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行なう。又、被保険者が申請を行われているかを確認してその支援も行なう。
- ③ 被保険者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保険医療サービス及び、福祉サービス、施設などの多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画が提供されるよう配慮し努める。
- ④ 介護認定調査の委託を受けた場合は公平、中立、さらに被保険者に対し、正しい調査を行い、又その知識を有するよう研鑽を行う。
- ⑤ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されているサービスの種類、特定の事業者に不当に偏ることないよう公平、中立に行う。

2) 事業所の職員体制

従業員の職種	常 勤	非常勤	内 容
管理者（主任介護支援専門員兼務）	1（兼務）		事業所の従業員の管理及び用務の管理を一元的に行う（介護支援専門員兼務）
介護支援専門員	8（1名兼務）		管理者とともに良質で適切な居宅サービスの提供（在宅介護支援センター兼務）

※介護支援専門員の員数は利用者44名またはその単数を増すごとに1名を標準とする。

3) サービス提供地域

通常のサービス提供地域	白石町
ご希望により提供可能な地域	江北町・大町町（その他地域についてはご相談下さい）

4) サービス提供日及び提供時間帯

月曜日～土曜日（含む祭日）	午前8時30分～午後5時30分
日曜日	休日

※24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。

5) サービス内容

①市町村からの委託を受けて行なう訪問調査

②居宅介護サービス計画の作成

利用者の意思に基づいた契約である事を確保する為に、介護支援専門員は利用者やその家族に対して、下記の内容を伝え、公正中立なマネジメントを行います。

- ・複数の事業所の紹介を求める事が可能である事
- ・当該事業所のケアプランに位置付けた選定理由の説明を求めることができる事
- ・特定の事業者に偏った情報の提供や利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案の提示はいたしません。

※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

③介護にかかる相談援助や要介護認定の申請手続きの代行

④サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介

⑥ その他要介護者等の自立に必要な援助

2 利用料について

介護保険から全額給付されますので利用者負担はありません。

1ヶ月当たりの料金			
要介護1・2		10,860円	
要介護3・4・5		14,110円	
加算項目	単位数	介護報酬	内容
① 初回加算	300単位	3,000円	当事業所が、新規に利用され居宅介護支援を行った場合に加算します。
② 入院時情報連携加算	250単位	2,500円 (入院当日) *営業日以外、 時間外の場合は翌日可	利用者が病院に入院するにあたり、当該病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状態や生活環境などの当該利用者にかかる必要な情報を提供した場合に加算します。 *入院日以前の情報提供含む
	200単位	2,000円 (入院後3日以内)	
③ 退院・退所加算	①カンファレンス無 連携1回 450単位	4,500円	病院等・施設への入院・入所された利用者に対し、退院・退所にあたって病院等・施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整をおこなった場合に加算します。
	連携2回 600単位	6,000円	
	②カンファレンス有 連携1回 600退院	6,000円	
	連携2回 750単位	7,500円	
	連携3回 900単位	9,000円	
④ 通院時情報連携加算	50単位	500円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に加算します。
⑤ 緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,000円	病院や診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合加算します。

⑥ターミナルケア マネジメント加算	400 単位	4,000 円	主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施。訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合加算します。
----------------------	--------	---------	---

○特定事業所加算の区分

該当	特定事業所加算区分	加算単位数	介護報酬
	特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位	5,190 円
○	特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位	4,210 円
	特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位	3,230 円

○当該事業所が、厚生労働大臣が定める地域の中山間地域等に居住している利用者に、通常の実施地域を越えて提供した場合、中山間地域などに居住する方へのサービス提供加算として5%割合を介護報酬に加算します。

3 サービス利用料金に関するその他事項

- 1) 契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、居宅介護支援の介護報酬の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、改定内容決定後速やかに利用者様に対して通知します。
- 2) 利用者様が介護保険料の支払いを滞納している場合、介護保険法により保険給付の支払い方法変更（償還払い）等の給付制限が生じることがあります。保険給付の制限を受けた場合、一端、利用者様が介護報酬を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することとなります。

4 サービス内容に関する相談・苦情について

居宅介護支援事業に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情については下記までご相談下さい。

① 管理者 田中伊津美 及び各担当介護支援専門員

連絡先住所 杵島郡白石町福吉 1808

電話 0952-84-7070

② その他の相談窓口にも相談することも出来ます。

市町村の担当窓口（白石地域包括支援センター） 電話 0952-84-7117

杵藤地区広域市町村圏組合 電話 0954-69-8222

国民健康保険団体連合会 電話 0952-26-1477

5 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

6 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7 虐待の防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

8 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者のご家族等に連絡を行うと共に、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、迅速に対応します。

居宅介護支援事業所 契約書

居宅介護支援事業所白い石<以下「事業所」という>は事業者に対して行なう介護保険法に基づく居宅介護支援について、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業所は、介護保険関係法令の趣旨及びこの契約にしたがって、利用者に対し、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という）の作成を支援するとともに、当該計画に基づいて適切な指定居宅サービスの提供が確保されるようサービス提供者との連絡調整を行います。

第2条（契約期間）

この契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有効期限満了日までとします。契約満了日までに利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

- 1 事業者は、利用者への担当として介護保険法に定める介護支援専門員（以下、「担当者」という）を任命しその氏名を通知します。担当者を交代した場合も通知します。
- 2 利用者が担当者の変更を希望する場合は、その理由を明らかにして、変更を申し出ることが出来ます。事業者は変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに担当者を変更します。

第4条（ケアプラン作成の支援）

事業者は次の事項を担当者に行わせ、ケアプランの作成を支援します。

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の状況をお聞きします。
- ②当該地域におけるサービス提供事業者の指定居宅サービスの内容や利用料の情報を利用者及び家族に提供し、利用者に指定居宅サービスを選択していただきます。
- ③提供される指定居宅サービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだケアプランの原案を作成します。
- ④ケアプランの原案の指定居宅サービスについて、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、利用料について利用者及びその家族に説明し利用者から文章による同意を受けます。
- ⑤その他、ケアプラン作成に関する必要な支援を行ないます。

第5条（公正中立なケアマネジメントの確保）

利用者の意思に基づいた契約であることを確保する為に、介護支援専門員は利用者やその家族に対して、下記の内容を伝えて公正中立なケアマネジメントを行ないます。

- ・複数の事業所の紹介を求める事が可能である事。
- ・当該事業所をケアプランに位置付けた選定理由の説明を求めることができる事。
- ・特定の事業者に偏った情報の提供や利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案の提示はいたしません。

第6条（経過観察及び評価）

事業者は、ケアプラン作成後、次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族と随時連絡を、指定居宅サービスの実施状況や利用者の状態について把握するよう努めます。
- ② ケアプランの目標に基づいて指定居宅サービスが提供されるよう、サービス提供事業所との連絡調整を行ないます。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い状態の変化などに応じてケアプラン変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援を行ないます。

第7条（施設入所への支援）

利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望した場合は、事業者は利用者に介護保険施設等の紹介その他の支援を行ないます。

第8条（ケアプラン変更）

利用者がケアプランの変更を希望した場合、または事業者がケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者の合意の上、ケアプランを変更します。

第9条（給付管理）

事業者は、指定居宅サービスの実績管理の為、ケアプランに基づく給付管理を毎月作成し、佐賀県国民健康保険団体連合会へ提出します。

第10条（要介護認定等の申請に係る援助）

事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう、利用者を援助します。

第11条（サービス提供の記録）

事業者は、指定居宅支援の提供に関するサービス実施記録をつけることとし、この契約終了後2年間保存保管します。事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者を利用する場合、その他利用者からの申し出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実績状況に関する書類を交付するものとします。

第12条（利用料金）

1 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は下記の通りです。

要介護1	10,860 単位
要介護2	
要介護3	14,110 単位
要介護4	
要介護5	

(1 単位 10 円) ※利用者の自己負担はありません。

加算項目	単位数	介護報酬	内容
① 初回加算	300 単位	3,000 円	当事業所が、新規に利用され居宅介護支援を行った場合に加算します。
② 入院時情報 連携加算	250 単位 (入院当日) * 営業日以外、時間外 の場合は翌日可	2,500 円	利用者が病院に入院するにあたり、当該病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状態や生活環境などの当該利用者にかかる必要な情報を提供した場合に加算します。
	200 単位 (入院後3日以内)	2,000 円	
③ 退院・退所加算	①カンファレンス無 連携1回 450 単位	4,500 円	病院等・施設への入院・入所された利用者に対し、退院・退所にあたって病院等・施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整をおこなった場合に加算します。 但し、入院入所中1回を限度として算定
	連携2回 600 単位	6,000 円	
	②カンファレンス有 連携1回 600 退院	6,000 円	
	連携2回 750 単位	7,500 円	
	連携3回 900 単位	9,000 円	

③ 通院時情報 連携加算	50 単位 *利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度とする。	500 円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に加算します。
⑤緊急時等居宅 カンファレンス 加算	200 単位	2,000 円	病院や診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合加算します。
⑥ターミナルケア マネジメント 加算	400 単位	4,000 円	主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施。訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合加算します。

特定事業所加算の区分

該当	特定事業所加算区分	加算単位数	介護報酬
	特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位	5,190 円
○	特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位	4,210 円
	特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位	3,230 円

2 当該事業所が、厚生労働大臣が定める地域の中山間地域等に居住している利用者に、通常の実施地域を越えて提供した場合、中山間地域などに居住する方へのサービス提供加算として 5%割合を介護報酬に加算します。

3 サービス利用料金に関するその他事項

- 1) 契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、居宅介護支援の介護報酬の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、改定内容決定後速やかに利用者様に対して通知します。
- 2) 利用者様が介護保険料の支払いを滞納している場合、介護保険法により保険給付の支払い方法変更（償還払い）等の給付制限が生じることがあります。保険給付の制限を受けた場合、一端、利用者様が介護報酬を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することとなります。

第13条（契約終了）

- 1 利用者は、事業者に対して通知する事により、いつでも契約を解除する事ができます。
- 2 事業者は、利用者の遠方への転居など、やむを得ない事情がある時に限り、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を通知する事により、この契約を解約する事が出来ます。この場合、事業者は他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供します。
- 3 利用者又は、その家族などが事業者若しくは担当者の生命、身体、財産、信用などを傷つけ又は、著しく不信行為を行なう等、本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合には事業者は文書で通知することにより、この契約を解除する事ができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設等に入院又は入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第14条（秘密保持）

- 1 事業者及び担当者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する事柄を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者又はその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いません。

第15条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者が責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者が契約締結時にその疾病及び身体状況など重要事項について故意にこれを告げず、または、不実の警告を行ったことに起因して障害が発生した場合には、事業者は、損害賠償義務を負いません。

第16条（身分証携帯義務）

担当者は、常に身分証明書を携帯し、利用者又はその家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

第17条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者から相談・苦情などに対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または、居宅サービス計画に位置づけ指定サービスなどに関する利用者要望、苦情などに対して、迅速に対応します。

第18条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を進行します。

第19条（協議事項）

契約に定めない事項については、介護保険関係法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって定めます。

私は、本書に基づいて、居宅介護支援事業所のサービスを利用するにあたり、下記の項目に関して介護支援専門員（ ）より説明を受け、重要事項説明書・契約書の交付を受け同意し契約を締結します。

この契約を確実にする為に、本書 2 通を作成し、双方の明記押印のうえ各自 1 通を保有するものとします。

事業所 〒849-1113
佐賀県杵島郡白石町福吉 1808
居宅介護支援事業所 白い石
管理者 田 中 伊 津 美

令和 年 月 日

(ご利用者) 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印